

電波監理業務の業務・システムの見直し方針

2004年(平成16年)10月22日
総務省行政情報化推進委員会決定

「電子政府構築計画」(2003年(平成15年)7月17日):各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2004年(平成16年)6月14日一部改定。)に基づき、以下のとおり、電波監理業務の業務・システム見直し方針を定める。

なお、電波監理業務に関しては、平成14年度から平成19年度までの6ヵ年を対象とする『総合無線局監理システム将来計画』を平成13年3月に策定し、レガシーシステム刷新可能性調査結果(平成15年7月)を踏まえた上で、平成15年10月に同計画概要を総合無線局監理システムの最適化計画として公表しており、本見直し方針は、平成16年2月10日に各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議事務局が策定した「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)第2版」に沿って当該将来計画を含む業務・システム全体に関する必要な見直しを行うものである。

総務省は、本見直し方針に沿って、電波監理業務の業務・システムについて必要な見直しを行い、その最適化に取り組む。

第1 電波監理業務の概要及び見直しの対象範囲

電波監理業務は、有限希少な国民共有の資源である電波を公平かつ能率的に利用できるよう、無線局や周波数の管理・監督を行うものである。

本見直し方針が対象とする電波監理業務は、無線局申請等処理、電波利用料徴収、無線局監督(無線局監理、電波監視等)、周波数管理、伝搬障害防止、技術計算、無線局統計、電子情報提供等に係る業務並びにこれらの業務処理を行う総合無線局監理システム(PARTNER)及び電波監視業務システム(MARKS)とする。

第2 電波監理業務をめぐる動向と業務・システムの最適化の基本理念

(1) 電波利用分野の劇的变化

我が国の電波利用は1985年の電気通信の自由化後、電気通信事業分野、特に、移动通信分野を中心に民間利用が急速に拡大し、最近では携帯電話の爆発的な普及に加えて無線LANや電子タグ(RFID)等の普及・利用拡大が予測されるなど電波は国民生活や企業活動等において不可欠なものとなっている。また、IT分野の技術革新のスピードは速く、質的にも量的にも飛躍的に電波利用は拡大するとともに、新しい電波利用に対する国民のニーズがますます多様化・ブロードバンド化する方向にある。こうした、ニーズや動向に対し制度や関連する業務・システムが迅速かつ適切に対応できることが重要である。

監理対象無線局数の急増

5300局(1950年9月) 381万局(1985年3月) 8958万局(2004年6月)

申請件数が膨大で取り扱う無線局種が多様

申請件数年間数十万件、アマチュア無線から人工衛星、放送局等まで約50局種

社会経済情勢や技術革新に伴う制度やニーズの恒常的・急速な変化
携帯電話の急増、新システムニーズに対応した周波数の逼迫、電波の安全性への関心の
高まり等

(2) 電波政策ビジョン

こうした中、総務省が平成15年に発表した「電波政策ビジョン」では、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境の構築によるユビキタスネットワーク社会実現への貢献、多様なネットワークによるナショナルセキュリティの確保及び国際競争力のあるワイヤレスIT産業の育成を中長期目標として、ITを活用した業務の徹底した効率化・合理化、利便性の維持・向上、安全性・信頼性の確保及び経費削減に努め、電波の基本的役割である「快適で質の高い国民生活の実現」、「産業経済活動の活性化」、「安全で災害に強い社会・国土の形成」及び「地域の活性化」に寄与することを掲げている。これらのビジョンや政策・方針を受け、適切な電波監理業務が展開できるよう、柔軟に業務・システムの対応を図ることが重要である。

(3) 電子政府化の要請

また、e-Japan戦略、e-Japan重点計画等における重点政策分野の一つとして電子政府の実現が掲げられ、これらに基づき定められた「電子政府構築計画」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定:平成15年6月)によって、行政内部の電子化はもとより行政情報の電子的提供及び行政手続きにおける電子申請の実現、情報セキュリティ対策の強化が喫緊の取組課題として要請されている。このため、電波監理業務の業務・システムにおいてもこれらの要請に的確に応え、便利で安心な行政サービスの提供を実現することが重要である。

(4) 電波監理業務の重要性と特殊性

一方、電波は有限希少な資源であることから、これを有効に利用し、可能な限り多くの国民に電波利用の受益が及ぶようにする必要がある。また、電波利用システムごとに適した周波数帯があることから、電波有効利用技術の研究開発を推進しつつ、社会経済的な要請、具体的な利用ニーズに迅速に対応して電波利用のあり方を検討していく必要がある。このため、電波監理業務の展開及び関連するシステムの整備に当たっては、今後の電波の役割、電波利用の展望、電波技術の動向、周波数需要予測などの中期的な展望を踏まえ、従来以上に戦略性と柔軟性をもって実施する必要がある。

(5) 業務・システムの見直しの基本理念

以上の情勢・環境条件の変化に鑑み、業務・システムの見直し・最適化に当たっては、個人・企業・自治体等へ利便性の高い良質な行政サービスを提供し、ITを活用した業務の徹底した効率化・合理化に努め、電波利用に係る国民や行政負担の軽減に寄与することを基本理念とする。また、この理念の下において、電波政策ビジョンが掲げる行政目標の実現に直接・間接に寄与し、電子政府化の要請や電波利用をめぐる時代のニーズに的確かつ迅速に応えるため、業務全般に係る課題の克服や効率的な実施に向け、次の事項を重点指標として取り組む。

国民のニーズに即した電波利用の推進、周波数の最適利用
申請手続等の簡素・迅速化、利便性向上、負担の軽減
業務・システムの合理化、機能性・効率性の向上、経費の削減
情報セキュリティやシステムの安全性・信頼性の向上・強化

第3 業務・システムの主な課題

第2項で掲げた業務・システム見直しの基本理念やこれに基づく重点取組指標を実現するに当たっては、業務分野をめぐる動向や業務処理の実態を踏まえた課題を識別することが重要である。以下では、無線局免許人に対する要望調査、部内職員に対する問題点調査及び技術動向調査等を踏まえた現状分析結果から抽出した業務・システム面での主な課題について整理した。

(1) 無線局申請等処理

- ア インターネット等を利用した電子申請・届出及び申請手数料の電子納付制度を導入したが、利用を促進するための具体的なフォローアップが十分とは言えず、実際の利用件数も期待ほど伸びていない。紙による申請に比較した利便性の向上、効率的な処理を可能とするための機能充実により電子申請に対するインセンティブ向上を図る必要がある。
- イ 無線局の申請時に提出を求めている事項書・工事設計書の様式や記載項目について申請の審査や無線局の監理上必ずしも必要かつ適切な内容とはなっていない。申請者の負担軽減と行政の効率化に向けて柔軟に見直しを図る必要がある。
- ウ 総合無線局監理システムについては、必要の都度、システム機能の拡充を繰り返してきた結果、操作画面レイアウト、画面階層が複雑化するなど操作者の利便性が低下しているため、その改善を行う必要がある。
- エ 本省・地方局間における申請内容に応じた処理・決裁権限の委譲が十分とは言えず、また、回議・処理プロセスについても必ずしも効率的とは言えないため、処理の迅速化に向けて柔軟な見直しが必要である。

(2) 無線局監督

無線局監理及び電波監視に係るデータベースや業務成果について、相互の検索や利用面での効率的な連携が必ずしも十分でない。業務・システムの緊密な連携と見直しを図る必要がある。

(3) 周波数管理

- ア 無線局に割り当てた周波数が有効に利用されているか否かの度合いを系統的かつ効率的に判断するための仕組みが十分ではなかった。このために導入した電波利用状況調査公表制度の効果的な活用が必要である。
- イ 周波数の割当や利用の実態を簡単に検索しビジュアルに表示する等周波数管理業務を効率的に行うための機能が必ずしも十分でない。

(4) 技術計算

2GHz超の周波数帯に係る技術計算において、小数点以下の桁数の多いデータを頻繁に扱うこと等から、システム機能が十分に対応できていない。

(5) 情報提供

電波利用の利便性等についての国民の理解や関心を高めるための取組みが必ずしも十分と言えない。インターネットの普及に併せて、このための情報提供サービス等の充実を図る必要がある。

(6) 業務共通、システム基盤

- ア 総合無線局監理システムは、電子政府構築計画の推進に必要な電子的行政サービスの24時間化に対応できていない。受付業務や情報提供業務を中心に24時間稼動を可能にす

る必要がある。

- イ 総合無線局監理システム導入時の低速なネットワークを前提に無線局データベースを分散配置しているため、データベースの相互反映のためのタイムラグが大きく迅速な申請書処理を行う上での制約となっている。これを改善する必要がある。
- ウ システム整備上において、申請等処理を中心とする行政事務の効率化を最優先に実施してきたことから、無線局のデータベースを行政施策の企画・立案の支援に有効に活用する機能の整備が十分といえない。
- エ システム運用管理業務が増大・複雑化しており、運用管理要員による職員業務の支援が困難になりつつある。
- オ インターネット利用による申請や情報提供機能の充実とその一方で求められる情報セキュリティ強化の両立を効果的・合理的に推進するための検討・対応が必ずしも十分でない。

第4 電波監理業務・システムの見直し方針

前項で抽出した課題を解決し業務・システムの最適化の実現に向け、以下の事項等を基礎として最適化計画の策定に向けて幅広く検討することとする。掲出した取組事項は、第2項(5)の業務・システム見直しの基本理念の下で掲げた4つの重点取組指標毎に整理したものである。

なお、本見直しによる具体的な数値目標等については、最適化計画の段階で適宜盛り込むこととする。

(1) 国民のニーズに即した電波利用の推進、周波数の最適利用

ニーズや技術動向に即した最適かつ迅速な電波利用の実現と周波数の有効・最適な利用を図るため、次の事項を中心に取り組む。

- ア 国民の電波利用ニーズに適切かつ柔軟に応えるため、電波政策ビジョン等に関連する業務・施策の臨機な展開と、これに必要なシステム機能の迅速な対応を図る。
- イ 周波数の逼迫を改善し新たな利用ニーズへ迅速に対応するため、電波の利用状況の調査・公表制度を活用し、技術の進歩に応じた電波の最適な利用の実現と必要な周波数の再配分等を行う。
- ウ 地域の実状に応じた適切な周波数割当を円滑に行うため、地域周波数利用計画策定等の周波数管理業務を支援する機能の充実を図る。
- エ ニーズや技術動向に即した電波利用技術の研究開発を臨機に行えるようにするため、予め告示されている周波数を用いるなどの一定の条件の下に免許手続を簡略化し申請から免許までの期間を大幅に短縮できる特定実験局制度の普及・浸透を図る。
- オ 国民にとってより身近で便利な電波利用社会の実現を目指すため、広く国民に対し、電波利用がもたらす利便性、応用可能分野、利用技術の動向、関連制度・手続等に関する情報提供サービスの充実を図る。これに併せて、無線局に関する情報の公表など情報提供業務の自動化を推進するほか、電子政府構築計画に沿って国民向けホームページを電波利用に係るポータルサイトとして集約・整備し、文字拡大・読み上げ等のアクセシビリティ機能を提供するなどの情報バリアフリー化の推進、デジタル・ディバイドの解消等に取り組む。

(2) 申請手続等の簡素・迅速化、利便性向上、負担の軽減

行政手続きの簡素化・迅速化とともに、手続きに係る負担軽減効果を高めるために便利な支援機能やサービスの提供等について、次の事項を中心に取り組む。

- ア 行政手続きにおける利便性向上と負担の軽減を図るため、インターネット申請、申請手数料の電子納付、電波利用料の電子収納制度の一層の普及・拡大を図る。また、このために、アクセス・操作性に優れたユーザーインターフェースの向上や改善を図る。
- イ 電子申請手続を効率的に行えるよう支援するため、申請書作成・入力時の形式的な様式適合チェックを自動的に行う等のインテリジェント申請機能を導入する。
- ウ 申請者の申請書作成にかかる負担の軽減を図るため、免許等の申請時に必要な無線局事項書・工事設計書の様式を見直し、記載事項及び添付書類等の簡素化・最適化を図る。これにより同時に、データベース検索性能の向上及び管理するデータ項目の削減によるシステムの効率化等を図る。
- エ 申請手続きの迅速化に資するため、無線局申請等の内容に応じた処理決裁権限の本省から地方総合通信局への委任範囲の拡大や決裁プロセスの効率化を図る。
- オ 「規制改革推進3か年計画」で示された電波伝搬障害防止手続きの円滑化に向けて、制度改正に対応するシステム機能を整備し、制度の円滑な運用と手続きの迅速化を図る。

(3) 業務・システムの合理化、機能性・効率性の向上、経費の削減

業務・システム両面において、処理の効率化・迅速化と、複雑多様に変化・拡大する対象業務への柔軟な適応性・拡張性の向上及び経費の削減を図るため、次の事項を中心に取り組む。

- ア 総合無線局監理システムについて、システムの効率化と利用者の利便性向上、セキュリティ向上等を図るため、「レガシーシステム見直しのための総務省行動計画(アクションプログラム)」に基づくシステムの刷新を行い、汎用ホストコンピュータからUNIXサーバーへの切替えによるオープンシステム化やハードウェア調達・ソフトウェア開発委託・システム運用管理委託の分離調達等に取り組む。
- イ 業務プロセスの観点からのシステム監査を実施し、システムの有効性や効率性を定常的に検証し改善を図る。
- ウ 効率的なネットワーク整備の観点から、共通基盤となるLAN等のネットワーク回線の活用の可能性について検討する。
- エ 技術基準適合証明のような申請等処理以外の手続について一元化したデータベースを構築し、受付処理・データ管理の一本化やデータ検索機能の向上、情報提供機能の向上を図る。また、2GHz超の周波数帯に対応する技術計算機能の整備・強化を図る。
- オ 申請等処理業務における作業効率を向上させるため、無線局種や申請内容等に応じて審査の処理やプロセスが単純なものを中心に申請内容の自動チェックや自動審査等を行うインテリジェント審査機能を導入・整備する。これにより、複雑な審査を要する案件等により多くの時間配分を図るなど、審査業務の充実・適正化を図る。
- カ ペーパー申請におけるデータ入力作業の迅速性、正確性を一層向上させるため、入力項目のコード化の推進や入力支援機能の充実を図る。
- キ 不法・違法無線局調査などの電波監視業務における無線局データベースの活用や無線局

監理業務における電波監視結果の活用等について業務連携の強化・促進を図る。また、このため、総合無線局監理システムへの電波監視業務システムの統合を図る。

- ク 職員が、申請の審査段階等で必要とする法律・政省令、告示・通達等の規程類のほか、関連する技術情報等を幅広く検索・参照できるようにするための政策支援システムを整備する。
- ケ システム運用管理業務の一層の効率化に向けて、システム運用管理の自動化を推進する。
- コ システムによる業務効率化の度合いを継続的に点検・評価することにより、システム改修の中・長期的な効率化・合理化を図るため、申請等処理業務において申請受付から免許交付までの標準処理期間管理機能を導入する。
- サ 制度改正によって必要となるシステム機能の改修箇所・規模の特定を容易にしシステム改修の中長期的な効率化・合理化を図るため、無線局申請等処理業務システムにおける法令リポジトリデータベースや改修範囲をシミュレーションする機能の導入を図る。これにより、ソフトウェア導入コストの削減等にも資する。

(4) 情報セキュリティやシステムの安全性・信頼性の向上・強化

行政情報の機密保持と電波監理行政全体に対する信頼性向上に資するため、次の事項等に取り組む。

- ア 総務省情報セキュリティポリシーを踏まえ継続的にセキュリティ監査を実施するとともに、必要な措置を総合無線局監理システム運営管理規程に反映する。
- イ サーバ及びデータベースに保持する情報の重要度に応じたきめ細かな保護を行うため、ネットワークを細分化して区画ごとの管理を図る。
- ウ 公共性の高い重要無線局の周波数情報など取扱情報の機密性・重要性に鑑み、情報漏洩対策及び個人情報保護のための端末操作制御、データの複写・帯出・廃棄の管理、アクセスログ取得等のシステム上の安全対策を強化するとともに、セキュリティポリシー等の情報管理規程の統合管理・周知徹底を図る。
- エ 重要な情報の逸失を防止し、災害等非常時において求められる周波数管理業務等の円滑な遂行を確保するため、バックアップセンターの機能整備・充実を図るほか、運用・責任体制をより明確にするため災害復旧計画を策定する。

(5) その他

上記のほか、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえて見直しを行う。

第5 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ、総務省行政情報化推進委員会の下、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に沿って、総務省は、2005年(平成17年)度中のできる限り早期に電波監理業務の業務・システムの最適化計画を策定する。